

財務省告示第四百三十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年十月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年十一月九日
 財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（二十年）（第九十 一回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で十六億円	十六億三百六十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年十月三十日

十 発行価格 額面金額百円につき百円二十三

十一 利率 年二・三パーセント

の経過利率 年金積立金管理運用独立行政法

人の理事長は、払込金額に追加、
次の算式により算出した金額を
第十八号の規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.3}{100} \times \frac{40}{365}$$

平成十九年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日

を、支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十八年九月二十日

額面金額百円につき百円

十五 償還期限 日本銀行

十六 償還金額 平成十八年十月三十日

十七 元利支所 払込期日

十八 払込期日